

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月9日
【会社名】	株式会社熊谷組
【英訳名】	Kumagai Gumi Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 樋口 靖
【本店の所在の場所】	福井県福井市中央2丁目6番8号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っている。)
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区津久戸町2番1号東京本社
【電話番号】	03(3235)8606(管理本部主計部)
【事務連絡者氏名】	管理本部 主計部長 野坂 千博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 34,683,246,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社熊谷組 東京本社 (東京都新宿区津久戸町2番1号) 株式会社熊谷組 名古屋支店 (名古屋市中区栄4丁目3番26号) 株式会社熊谷組 関西支店 (大阪市西区靱本町1丁目11番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	9,361,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株となっている。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下、「本第三者割当増資」という。)は、平成29年11月9日(木)開催の取締役会決議による。
- 2 上記発行数は、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数9,051,200株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数310,000株の合計である。
- 3 当社と割当予定先である住友林業株式会社(以下「割当予定先」又は「住友林業」という。)は、平成29年11月9日付で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」という。)を締結している。本資本業務提携契約に係る業務提携の合意内容の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」を参照すること。
- 4 本有価証券届出書の対象とした本第三者割当増資のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘に該当する。
- 5 振替機関の名称及び住所は下記のとおりである。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当	新株式発行	9,051,200株	33,534,696,000	16,767,348,000
	自己株式の処分	310,000株	1,148,550,000	
一般募集				
計(総発行株式)		9,361,200株	34,683,246,000	16,767,348,000

- (注) 1 第三者割当の方法による。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額である。また、増加する資本準備金の総額は、16,767,348,000円である。なお、自己株式処分に係る払込金額の総額は資本組入れされない。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,705	1,852.5	100株	平成29年11月27日(月)		平成29年11月28日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行わない。
- 2 当社は、本有価証券届出書の効力発生後に割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定である。申込期間終了までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないこととなる。
- 3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額である。なお、自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされない。
- 4 申込方法は、本有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結するものとし、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとする。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社熊谷組 東京本社	東京都新宿区津久戸町2番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項なし。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
34,683,246,000	110,000,000	34,573,246,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用等を予定している。

(2) 【手取金の使途】

当社は、住友林業との業務提携に関連する設備投資を中心に平成30年度から平成32年度の3年間に主に下表の投資を計画している。このうちの約347億円を本第三者割当増資により調達し、上記の差引手取概算額約346億円は、下表の設備投資等の一部へ充当する。なお、充当予定金額を超える当該設備投資等に関する資金については、自己資金を充当し、支出までの資金管理については、銀行預金で運用する予定である。

	具体的な資金使途	金額	支出予定時期
	再開発資金及び土地取得費用等	63億円	平成30年4月～平成31年3月
		15億円	平成31年4月～平成32年3月
		193億円	平成32年4月～平成33年3月
	設計・デザイン・施工会社へのM&A・アライアンス費用	5億円	平成30年4月～平成31年3月
		5億円	平成31年4月～平成32年3月
		5億円	平成32年4月～平成33年3月
	バイオマス発電事業を行う新設会社への出資金	6億円	平成30年4月～平成31年3月
		6億円	平成31年4月～平成32年3月
		6億円	平成32年4月～平成33年3月
	台湾を中心とする海外事業の工事・開発に関する資金	-	平成30年4月～平成31年3月
		14億円	平成31年4月～平成32年3月
		18億円	平成32年4月～平成33年3月
	連結子会社における設備投資資金	12億円	平成30年4月～平成31年3月
		24億円	平成31年4月～平成32年3月
		15億円	平成32年4月～平成33年3月
	上記合計	約387億円	

再開発資金及び土地取得費用等

主要な資金使途として住友林業との業務提携における木化・緑化（もっか・りょくか）関連建設事業を絡めた都市再生の取組みに活用する。当社は木化・緑化関連建設事業のノウハウを活用し、一定規模以上の施設計画において、緑化の誘導も検討されているエリアでの再開発に積極的に関与し、洗練された景観を活かしたまちづくりを進めていく。そのための再開発資金及び土地取得費用等に充当する。

設計・デザイン・施工会社へのM&A・アライアンス費用

住友林業との業務提携における木化・緑化関連建築事業では、「木」及び「緑」の活用を基本とした建築物や住宅の建築を行うため、各設計・デザイン・施工会社との連携を検討しており、そのためのM&A・アライアンス費用に充当する。

バイオマス発電事業を行う新設会社への出資金

住友林業との業務提携における再生可能エネルギー事業において、住友林業と連携して行うバイオマス発電事業では総事業費300億円程度の案件を組成していくことを計画しており、共同出資の新設会社に対する出資金として充当する。なお当事業では、住友林業が主に案件の組成や燃料の供給・発電所の運営を担い、当社が発電所等の関連施設の施工を行う予定。

台湾を中心とする海外事業の工事・開発に関する資金

住友林業との業務提携における海外事業において、これまで当社が注力している台湾を中心に、海外でのマンション開発等の資金へ充当する。分譲マンションや高所得層向けのヘルスケア施設への投資等を計画している。

連結子会社における設備投資資金

当社の連結子会社であり舗装工事、土木工事を中心に手掛ける株式会社ガイアートによるアスファルト合材製造プラント新設・更新に係る設備投資資金等に充当する。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】**

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	住友林業株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第77期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月23日 関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度第78期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	0株
	人事関係	該当事項なし。	
	資金関係	該当事項なし。	
	技術又は取引関係	該当事項なし。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、土木建築を核とした事業活動を通して、国内外において自然との調和のとれた人間活動の場を構築し、優れた総合力を発揮して社会に貢献する企業集団を目指してきた。一貫した高品質な顧客サービスと企業環境との調和を図り、社会に豊かさを提供する創造的な企業集団として、「安全・品質・環境No.1」を経営の基本に捉えて、お客様との実績と信頼を積み重ね、平成30年1月には創業120周年を迎える。長きに亘り築き上げてきた優れた技術力を豊かな人間力で活かす「独自の現場力」を当社の強みとして、国内外で多くのお客様との信頼関係を構築してきた。また平成22年には建設業界で初めて「エコ・ファースト企業」に認定される等、環境保全活動にも積極的に取り組み、お客様に最高の“感動”をお届けする「建設サービス業」を目指す企業像として、「再生」から「成長」に向けての安定した収益力の確保へ向けた取組みを行ってきた。

しかし、国内の住宅市場・建設市場は、中長期的な人口の減少に伴って縮小均衡が予想される。当社及び住友林業は、このような経営環境の変化に対して、新たな市場の創出や付加価値の高い技術開発、海外での事業展開といった、持続的な成長に向けた取組みが必要と考え、既存事業の領域を超えた独自性のある新しいポジションの構築を目指し、協業体制の検討を進めてきた。

国内外で数多くの施工実績を持つ当社は、土木・建築の事業分野に加え、中長期的に重要な戦略として、バイオマス発電をはじめとした再生可能エネルギー事業や海外事業の強化を掲げている。一方、木材・建材事業及び木造注文住宅のトップブランドである住友林業は、国内における非住宅分野の強化に加え、不動産開発事業等のグローバル戦略を推進する上で、ゼネコン機能の必要性を認識している。今回、両社の戦略の方向性が一致し、お互いに企業価値の最大化が実現できるパートナーであると判断したため、住友林業との資本業務提携に至った。

世界有数の森林保有国である日本では、昔から人々の暮らしは「木」や「緑」と密接な関係にあった。昨今は「木」や「緑」に“ぬくもり”や“癒し”を求める声が広がっているだけではなく、平成22年10月には「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」も施行されている。木材の利用促進は国の政策として位置付けられ、住宅以外にも幅広く木造化・木質化のニーズが高まっている。

そこで、住友林業が強みとする自然素材である「木」や「緑」への深い知見と、当社が強みとする優れた土木・建築技術やノウハウを融合し、「木」や「緑」を活かした建築物や住宅の提供を通じて、豊かな社会の実現を図る。両社は、森林資源に対する強い思いを共有しており、土木・建築分野への木材の有効活用をはじめとした林業の活性化、ひいては国土の保全、環境への貢献を目指す。自然環境との調和がとれた社会インフラを、ソフトとハードの両面から創り上げる取組みを進めていく。

また、両社は、各事業分野におけるシナジー創出モデルを積極的に展開し、パートナー関係の長期的な発展・強化と継続性のある協業を追求するため、それぞれが第三者割当増資を行い、お互いに株式を取得することでも合意した。

今後は住友林業との資本業務提携のもと、両社は相互協力を加速・発展させ、お客様の期待に応えることを通じて持続可能な社会の発展に貢献していく。

「業務提携に係る合意内容」

両社は各事業領域において協働することに合意しており、今後、協力体制の構築を進めていく。主な内容は以下のとおりである。

木化・緑化(もっか・りょくか)関連建設事業

中大規模木造建築物をはじめとした、木化・緑化関連建設事業という新しい市場において他社との差別化を図り、圧倒的な地位の確立を目指す。そのために、両社がこれまで培ってきた知見や専門性の高い人材を融合させた組織体制の整備を進める。お互いの知見を持ち寄り、一定規模以上の施設計画において、緑化の誘導も検討されているエリアでの再開発に積極的に関与し、洗練された景観を活かしたまちづくりを進めていく。

再生可能エネルギー事業

国内外において両社での再生可能エネルギー事業案件の組成を目指す。バイオマス発電事業では、総事業費300億円程度の案件を組成していくことを計画しており、共同出資で新会社を設立して、住友林業が主に案件の組成や燃料の供給・発電所の運営を担い、当社が主に発電所等の関連施設を施工することを検討する。この他にも風力発電等、再生可能エネルギー事業全般で連携していく。

海外事業

当社が強みを持つ台湾、ベトナム及びミャンマー等の地域を中心に工事・開発分野の協働を想定している。当社は1970年代より台湾での建築事業に積極的に参画しており、台北のランドマーク・TAIPEI101をはじめ、数々の注目度の高い案件の施工実績がある。こうした当社の現地ネットワークと、住友林業が持つ「木」や「緑」の知見を活かした住宅事業での実績に基づき、住宅のみならず建設及び都市開発等、幅広い分野で連携する。

周辺事業領域(ヘルスケア・開発商品販売他)

住友林業は介護付老人ホームの運営や設計・施工等、既に高齢者向けの介護福祉事業を展開しており、今後は国内外において拡大する介護ニーズに応えていく。海外においては、当社が強いネットワークを持つ台湾の他、アジア地域を中心にヘルスケア施設事業分野での協働を検討する。また、当社が共同開発した在宅介護における自立生活支援型の歩行器「フローラ・テンダー」や鉄骨の建方工事に使用する治具「エースアップ」

等、開発商品の国内外での共同販売も検討していくとともに、木材・建材流通事業でNo. 1である住友林業の調達力を、当社の建設現場等でも活用していく。

共同研究開発(新工法・部材・ロボティクス他)

中大規模木造建築事業における新たな付加価値の創造を目指し、木造と鉄骨造・鉄筋コンクリート造のハイブリッド構造をはじめとした新工法や、部材の開発を行う。また、建設作業を支援するロボティクス分野をはじめ、建設現場の省力化・合理化のための研究開発を両社で進める。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 9,361,200株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認している。また、割当予定先が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に提出した平成29年7月3日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の政策保有株式に対する考え方(原則1-4)において、「1.当社は、取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化及び関係強化による当社事業の拡大等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、取引先等の株式を取得及び保有する。2.当社は、前項に基づき保有する株式(政策保有株式)に関し、定期的に、取締役会において、当社の企業価値向上に繋がるかを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性の確認を行う。3.当社は、政策保有株式について、当社の企業価値向上の観点から総合的に判断し、適切に議決権を行使する。」とされていることを確認している。

なお、当社は割当予定先より、割当後2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告する旨、また当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定である。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先の四半期報告書(第78期第1四半期)に記載されている四半期連結財務諸表により、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断している。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である住友林業は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、住友林業が東京証券取引所に提出した平成29年7月3日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システムに関する事項において、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することを基本方針とする旨を確認することにより、住友林業及びその役員又は主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)でないこと並びに特定団体等とは一切関係していないと判断している。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項なし。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(平成29年11月8日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,705円とした。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成29年10月10日から平成29年11月8日まで)の終値の平均値である3,531円(円未満切捨)に対しては4.93%のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成29年8月9日から平成29年11月8日まで)の終値(株式併合調整後)(注)の平均値である3,461円(円未満切捨)に対しては7.05%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成29年5月9日から平成29年11月8日まで)の終値(株式併合調整後)(注)の平均値である3,499円(円未満切捨)に対しては5.89%のプレミアムとなる。

本取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、発行価格として合理的であると考えたためである。

上記発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間、直前3ヶ月間(株式併合調整後)(注)及び直前6ヶ月間(株式併合調整後)(注)の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、当社は本第三者割当増資が特に有利な価格での発行に該当しないものと判断している。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)にも準拠したものととなっている。さらに、なお、本第三

者割当増資に係る取締役会決議に出席した当社監査役4名全員(うち2名は社外監査役)が、上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明している。

また、本第三者割当増資は、当社の経営者から一定の独立性を有する者による必要性及び相当性に関する意見を得る必要があるため、当社は、当社の経営者から一定の独立性を有する社外取締役広西光一氏、社外取締役湯本壬喜枝氏、社外監査役垣見隆氏及び社外監査役鮎川真昭氏の4氏(以下、「当社社外役員」という。)に対し、本第三者割当増資の発行条件における有利発行該当性について意見を諮問した。

その結果、本第三者割当増資の発行条件については、発行価格を本第三者割当増資に係る本取締役会決議日の直前営業日(平成29年11月8日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,705円としていること、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)に準拠していること、さらに、当社の資金調達による目的を達成することと今回の資金調達により今後の当社の成長を加速化させるというメリットを超えて、既存株主の利益が害されているとはいえず、当社の置かれた状況に照らして、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を得ている。

(注) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日とし、普通株式について10株を1株とする割合で株式併合を行った。平成29年9月26日以前の当社普通株式の終値については、10倍により株式併合調整を行った。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、住友林業に対して普通株式9,361,200株が割当てられ、これは平成29年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数37,754,460株(注)に対して24.79%(小数点以下第三位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。)、総議決権数366,558個に対して25.54%に相当し、既存株式に対して大規模な希薄化が生じるとともに、発行後において割当予定先である住友林業は、当社の発行済株式総数に対する保有割合が20.00%、当社の総議決権数に対する保有割合が20.34%となり、住友林業は当社のその他の関係会社となる見込みである。

このように本第三者割当増資によって1株当たりの価値の希薄化が生じるが、本第三者割当増資は住友林業との資本業務提携の一環として行うものであり、今回の資本業務提携によって、相当程度の相乗効果が見込まれることや、調達資金を業務提携に関連する設備投資等の一部に充当することにより、成長性、収益性の向上が期待できることから、当社の企業価値の向上につながるものと考えており、また、財務基盤の安定にもつながる。したがって、本第三者割当増資に伴う1株当たり価値の希薄化の規模は合理的であると判断している。また、前記「1割当予定先の状況(4)株券等の保有方針」に記載のとおり、住友林業は本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資により発行される株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えている。

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したが、平成29年9月30日に当該株式併合を実施したと仮定して発行済株式総数を記載している。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により株式が9,361,200株発行又は処分され、平成29年9月30日現在の当社の発行済株式総数37,754,460株(注)の24.79%(平成29年9月30日現在の議決権総数366,558個に対する比率は25.54%)となり、当社議決権は25%以上の希薄化が生じることになるので、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当するものである。また、本第三者割当増資が完了した場合、割当予定先である住友林業の議決権の所有割合は、20.34%となる予定である。

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したが、平成29年9月30日に当該株式併合を実施したと仮定して発行済株式総数を記載している。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
住友林業株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 3番2号			9,361	20.34%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	3,470	9.47%	3,470	7.54%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番 3号	2,931	8.00%	2,931	6.37%
熊谷組取引先持株会	東京都新宿区津久戸町2番1 号	1,756	4.79%	1,756	3.82%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	1,161	3.17%	1,161	2.52%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	663	1.81%	663	1.44%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目 1番2号	591	1.61%	591	1.28%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人香港上海 銀行)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目 11番1号)	560	1.53%	560	1.22%
HAYAT(常任代理人株式会社三 菱東京UFJ銀行)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号)	549	1.50%	549	1.19%
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町2丁目 2番2号	518	1.42%	518	1.13%
計		12,203	33.29%	21,565	46.86%

(注) 1 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載している。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して表示している。

3 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したが、平成29年9月30日に当該株式併合を実施したと仮定し、所有株式数及び割当後の所有株式数を算出している。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年9月30日現在の総議決権数(366,558個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(93,612個)を加えた数(460,170個)で除して算出した数値である。

5 平成28年11月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社、その共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が平成28年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。また、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合を実施した後の所有株式数を記載している。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	140	0.37%
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,920	5.09%

- 6 平成29年5月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社、その共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)及び野村アセットマネジメント株式会社が平成29年4月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりである。また、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合を実施した後の所有株式数を記載している。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	45	0.12%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	56	0.15%
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	1,791	4.75%

- 7 平成29年6月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、大和住銀投信投資顧問株式会社が平成29年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりである。また、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合を実施した後の所有株式数を記載している。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
大和住銀投信投資顧問株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目2番1号	2,415	6.40%

- 8 平成29年9月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社、その共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成29年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりである。また、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合を実施した後の所有株式数を記載している。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	1,611	4.27%
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	46	0.12%
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	787	2.09%

6【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社は、前記「1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、両社のパートナー関係の長期的な発展・強化と継続性のある協業を追求することができると考え、住友林業と当社が本資本業務提携契約を締結することで、両社の企業価値の創造・拡大が可能となり、ひいては当社の企業価値の最大化を図ることができると判断している。したがって住友林業を割当先とする本第三者割当増資は、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、住友林業との提携による成長施策の推進が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり、財務基盤の強化が可能となることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断している。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断した。

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資後における住友林業の当社に対する希薄化ベースの議決権は20.34%となる。本第三者割当増資により発行する株式は9,361,200株であり、平成29年9月30日現在の当社の発行済株式総数(37,754,460株)(注)の24.79%、当社の総議決権数(366,558個)の25.54%にあたる。

しかしながら、当社としては、上記のとおり、当社及び住友林業との間で資本業務提携を実現することが、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠であり、かつ、住友林業と安定的な長期の関係を構築するのに必要な規模と判断した。また、本第三者割当増資における発行価格は、当社の平成29年11月8日の終値3,705円であり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であると考えている。

以上により、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき1株当たりの議決権比率が希薄化するものの、住友林業との資本業務提携によって収益拡大と財務基盤の強化が見込まれ、当社の企業価値の向上、更には当社株主にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、既存の株主にとって不利益でないものと判断している。

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したが、平成29年9月30日に当該株式併合を実施したと仮定して発行済株式総数を記載している。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取のため、当社社外役員に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めた。

当社が当社社外役員から平成29年11月8日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりである。

(第三者の意見の概要)

(ア) 意見

本第三者割当増資による資金調達につき、必要性及び相当性が認められる。

(イ) 意見の理由

本第三者割当増資の必要性についての意見

・本第三者割当増資の目的

本第三者割当増資の目的は、住友林業との資本業務提携を行うことである。本第三者割当増資及び住友林業との資本業務提携の結果、住友林業及び当社の長期的なパートナー関係の発展・強化を目指しつつも、両社の対等、かつ独立性を維持した継続性のある協業を追求するものである。

木材・建材事業及び木造注文住宅のトップブランドである住友林業は、国内における非住宅分野の強化に加え、不動産開発事業等のグローバル戦略を推進する上で、ゼネコン機能の必要性を認識している。他方で、国内外で数多くの施工実績を持つ当社は、土木・建築の事業分野に加え、中長期的に重要な戦略として、バイオマス発電をはじめとした再生可能エネルギー事業や海外事業の強化を掲げている。今回、両社の戦略の方向性が一致し、お互いに企業価値の最大化を目指している。木材の利用促進は国の政策として位置付けられ、住宅以外にも幅広く木造化・木質化のニーズが高まっている中、両社は、住友林業が強みとする自然素材である「木」や「緑」への深い知見と、当社が強みとする優れた土木・建築技術やノウハウを融合し、「木」や「緑」を活かした建築物や住宅の提供を通じて、豊かな社会の実現を図ることで企業価値の向上につなげるものである。また、両社は、森林資源に対する強い思いを共有しており、土木・建築分野への木材の有効活用をはじめとした林業の活性化、ひいては国土の保全、環境への貢献を目指すとともに、自然環境との調和がとれた社会インフラを、ソフトとハードの両面から創り上げる取組みを進めていくことで、継続的な収益確保のための取組みにつなげていくものである。

以上のとおり、両社は、業界内シェアの向上、新たな市場の創造、付加価値の高い技術力の開発、海外展開といった継続的な収益確保のための取組みが求められているところ、住友林業との資本業務提携により、当社としては、住友林業との関係強化から受注の伸びを期待できるものであり、資本業務提携による相乗効果を創出することによって、当社のさらなる成長への転換点としても意義の有することであると判断できる。

当社はさらなる成長のための投資を計画しており、その一部として住友林業との業務提携に関連して平成30年度から平成32年度の3年間に約336億円の投資を計画している。本第三者割当増資による手取概算額約346億円の具体的な資金の用途は、住友林業との資本業務提携に関連する設備投資として、再開発資金及び土地取得費用等271億円、設計・デザイン・施工会社へのM&A・アライアンス費用15億円、バイオマス発電事業を行う新設会社への出資金18億円並びに台湾を中心とする海外事業の工事・開発に関する資金32億円、また、住友林業との資本業務提携に関連しない投資として、連結子会社における設備投資資金51億円、総額387億円の投資の一部への充当を予定している。これらのうち資本業務提携に係る投資336

億円は、資本業務提携における相乗効果に大きく寄与するものと考えられ、資本業務提携に係る投資も含め累計投資額のための資金を手当する必要があることから、本第三者割当増資を行う必要性は高い。

以上のとおり、資本業務提携及び割当先である住友林業との協業における投資のために行う本第三者割当増資の必要性が合理的に認められるものと考えられる。

・財務基盤強化の必要性

また、本第三者割当増資は、住友林業との資本業務提携及び同社との協業実施のための投資の目的だけでなく、当社の財務基盤のさらなる強化につながるものである。現在における事業環境としては、住宅ローン金利の歴史的低水準を背景に住宅着工は好調を維持しており、東北での震災復興工事、社会インフラの強靱化、老朽化対策に加え、平成32年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う関連投資等の堅調な需要が続いている。しかし、中長期的には、社会インフラ整備も質的に変化し、「新設」から「維持・更新」への傾向が顕著となり、これまでの建設投資の反動減と併せ建設市場は縮小するリスクがある。また、日本国内の人口の減少が見込まれており、国内住宅需要が停滞していく可能性や、建設技術者や技能者不足の進行、建設コストの増加といった潜在的なリスクがある。かかる将来予測を元にすれば、有利子負債を増やす資金調達手段を選択するよりも、財政基盤を健全化することが優先されるべきであると考えられる。本第三者割当増資により、有利子負債を増加させることを避けられ、平成30年3月期中にも自己資本比率を35%以上に引き上げることが可能となり、財務状態の健全化につながる。このため、財政基盤強化の必要性も合理的に認められるものと考えられる。

本第三者割当増資の相当性についての意見

・他の資金調達手法との比較

他の資金調達手法として、公募増資、株主割当増資、新株予約権の発行の手法等も考えられるが、これらの手法では、必要な金額を適切なタイミングで調達できるか不明であるし、住友林業との資本業務提携を実現することはできず、本第三者割当増資の目的を達成することができない。また、借入や社債による調達の手法も考えられるが、当社は、財務基盤強化の見地から増資の手法を選択しており、その見地は不合理ではない。住友林業との資本業務提携、同社との協業実施のための投資及び財務基盤強化の目的の全てを同時に達成するには、他の資金調達手法と比較しても、住友林業に対して第三者割当増資を行うことが直接的かつ簡潔な方法であると考えられる。このため、他の資金調達手法と比較して、本第三者割当増資は相当であると考えられる。

・増資金額の妥当性(資金使途の合理性)

本第三者割当による増資金額は、住友林業との協業実施のための投資に必要な資金規模であり、中長期的にみて、今後の安定的な収益確保を行うための必要欠くべからざるものである。従い、本第三者割当増資による希薄化率は25.54%となるものの、必要性に応じた範囲での増資と認められると判断する。

・発行価格の相当性

発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年11月8日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,705円としている。

本取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であるためであり、発行価格として合理的であると考えられる。

上記発行価格は、本取締役会議日の直前1ヶ月間、直前3ヶ月間(株式併合調整後)(注)及び直前6ヶ月間(株式併合調整後)(注)の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、本第三者割当増資が特に有利な価格での発行に該当しないものと判断できるものと考えられる。かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)にも準拠したものとなっている。さらに、当社の資金調達による目的を達成することと今回の資金調達により今後の当社の成長を加速化させるというメリットを超えて、既存株主の利益が害されているとはいえ、当社の置かれた状況に照らして、特に有利な発行価格には該当しないと判断する。したがって、発行価格は相当であると判断する。

(注) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日とし、普通株式について10株を1株とする割合で株式併合を行っている。平成29年9月26日以前の当社普通株式の終値については、10倍により株式併合調整を行っている。

・割当予定先の相当性

割当予定先の住友林業は、日本において木材・建材事業及び木造注文住宅のトップブランドであり、当社の近接した業界に属している。このため、割当予定先を同社とすることは、相乗効果を非常に期待できるものであり、当社にとって最適である。また、住友林業との資本業務提携を経て、同社と当社は、森林資源に対する強い思いを共有しており、土木・建築分野への木材の有効活用をはじめとした林業の活性化、ひいては国土の保全、環境への貢献を目指す。自然環境との調和がとれた社会インフラを、ソフトとハードの両面から創り上げる取組みを進めていく。具体的には、国内事業では(1)木化・緑化(もっか・りょくか)関連建設事業、(2)再生可能エネルギー事業、(3)海外事業、(4)周辺事業領域(ヘルスケア・開発商品販売他)及び(5)共同研究開発(新工法・部材・ロボティクス他)の各事業領域において協働することについて合意している。住友林業との資本業務提携は、同社との提携関係を一層強化することとなり、相乗効果を大いに期待できることから、同社は本件の割当に関し、当社の企業価値を高め成長を確固としたものとしていく上で、最適の相手先と判断する。

・既存株主への影響

本第三者割当増資では、株式が25.54%の割合で希薄化すること自体は既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。しかしながら、住友林業との資本業務提携によって、相当程度の相乗効果が見込まれることや、調達資金を住友林業との協業実施のための投資に充当することにより、成長性、収益性の向上が期待でき、また、財務基盤の安定にもつながる。したがって、本第三者割当増資が当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与すると判断することは合理的であると考えられる。住友林業は本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資により発行される株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えられる。以上から、本第三者割当増資は、希薄化の影響を考慮しても、相当性を十分有すると判断する。

以上のとおり、当社社外役員からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られている。

そして、平成29年11月9日開催の取締役会において、当社社外役員の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断した。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし。

8【その他参考になる事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第81期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第81期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月9日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月9日)までの間において生じた変更その他の事項はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本有価証券届出書提出日(平成29年11月9日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社熊谷組
(福井県福井市中央2丁目6番8号)
株式会社熊谷組 東京本社
(東京都新宿区津久戸町2番1号)
株式会社熊谷組 名古屋支店
(名古屋市中区栄4丁目3番26号)
株式会社熊谷組 関西支店
(大阪市西区靱本町1丁目11番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第五部【特別情報】

該当事項なし。